消防整備基本計画(第三次計画)の骨子概要

基本方向	施策体系	個別施策	第二次計画の課題	個別施策の取組内容	整備の基本方針(案)
火災予防対策	1 防火対策の推進	1-1 住宅防火対策の推進	◆住宅用火災警報器の適切な維持管理及び取替えの 推進	高齢者を中心とした火災による死者の発生を低減させるため、住宅火災の出火傾向に基づき、住民に対する効果的な火災予防の普及啓発活動を展開します。 住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過するため、適切な維持管理、取替え促進及び連動型の推奨等について効果的なPR活動を実施するとともに、高齢者世帯など取替え作業が不安な方等への支援体制の充実を図ります。	 ・火災統計データを活用した出火防止の啓発 ・高齢者世帯への戸別訪問による防火啓発 ・防火セミナー開催の拡充 ・SNS等の積極的活用による火災予防啓発 ・住宅用火災警報器の維持管理及び取替えの促進
		1-2 防火対象物の火災予防対策推進	◆事業所における防火意識の向上及び防火管理体制の強化 ◆消防法令違反の防火対象物への継続した是正指導 ◆消防同意事務及び立入検査に関する専門知識を有する人材の育成	防火対象物における出火傾向に基づき、出火防止の啓発を行います。 防火管理者未選任の事業所を含め、消防法令違反のある違反対象物 への早期是正を促進するため、火災危険や違反状況等の優先順位を 考慮した効率的な立入検査を推進します。 消防同意事務及び立入検査を適切に実施するための専門知識を有す る人材を育成します。	・火災統計データを活用した出火防止の啓発 ・立入検査及び関係機関との連携による違反是正指導 ・防火管理者の育成及び避難訓練指導の継続実施 ・立入検査等実務研修の実施(ジョブローテーション) ・消防学校、消防大学校への計画的派遣
		1-3 火災原因調査体制の強化	【第三次計画から追加する施策】 ◆火災原因調査に関する専門知識を有する人材の育成	火災原因調査体制の充実・強化を図るとともに、調査技術の向上及び 資機材の整備を推進します。	 ・火災調査事務の手引きをマニュアル化 ・鑑識用機材の計画的配備(更新含む) ・火災調査事例の研究発表及び火災調査研修の実施 ・消防学校及び消防大学校への計画的派遣 ・火災調査に係る専門係の新設を検討
	2 危険物等事故防止対策の推進	2-1 危険物施設における安全対策の充実	▼経年为化9 る厄陕初施設の維持官理	危険物施設における出火傾向に基づき、出火防止の啓発を行います。 経年劣化による施設の維持管理徹底を図るため、定期自主検査の実効性を高めるとともに、既存の地下貯蔵タンクに対する油流出防止対策については、内面の腐食防止、コーティング等の措置を講ずる等、事故防止対策の指導を強化します。 原子力発電所内の危険物施設については、あらゆる機会をとらえて健全性の確認を継続します。 許認可事務及び立入検査を適切に実施するための専門知識を有する人材を育成します。	・火災統計データを活用した出火防止の啓発 ・危険物施設における定期自主検査体制の実効性確保 ・改修対象の地下貯蔵タンクに対する指導強化 ・原子力発電所危険物施設への計画的立入検査の実施 ・立入検査等実務研修の実施(ジョブローテーション) ・消防学校及び消防大学校への計画的派遣
		2-2 産業保安施設における安全対策の充実	◆事業所における防火意識向上◆経年劣化する産業保安施設の維持管理◆人的要因による爆発・漏えい事故の防止◆許認可事務及び立入検査に関する専門知識を有する人材の育成	近年の地震、豪雨等の自然災害や爆発事故を受け、事業者へ自主検査等の適切な管理及び保安意識の重要性を周知徹底し、事故防止対策を推進・強化します。 許認可事務及び立入検査を適切に実施するための専門知識を有する人材を育成します。	・産業保安施設への立入検査による事故防止対策の指導強化・立入検査等実務研修の実施(ジョブローテーション)・保安三法に係る経済産業省が主催する研修の継続受講

基本方向	施策体系	個別施策	第二次計画の課題	個別施策の取組内容	整備の基本方針(案)
消防力の充実・強化	3 消防組織の充実	3-1 職員の採用・任用	◆再任用制度、定年延長を見据えた消防体制の整備	適正な人材の確保のため職員採用指針に基づき、安定した職員採用を進めるとともに、国の方針を踏まえ、定年延長を見据えた職員新規採用計画の作成を検討します。 再任用者の健康面を考慮しながら、職域と配置について検討するとともに、経験豊富な再任用者による現職員への研修体制を構築します。	・職員採用指針に基づく職員新規採用・救急救命士有資格者の継続採用・定年延長を見据えた職員新規採用計画作成の検討・再任用者を活用した研修体制の構築
		3-2 人材育成の推進	▼右ナ戦員及び拍导省の人材 自成	柏崎市消防本部人材育成方針に基づき、職員の能力開発に努めるとともに、教育機関等の研修により、各種災害に対応できる専門知識を有する職員を養成します。また、当該職員による職員への指導教育体制を構築します。	・教育機関等の研修
		3-3 職員の安全衛生・良好なワークライ フバランスの推進	◆	全国的には、公務災害やメンタルの不調を訴え、長期療養を余儀なくされる職員が増えています。労務管理指針に基づき、職員の安全衛生、メンタルヘルス対策を推進します。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすようにワークライフバランスの実現や、国の推進する女性消防吏員の活躍に向けた取組を考慮しながら働きやすい良好な職場環境の構築を目指します。	・労務管理を含めたメンタルヘルス対策・女性活躍の推進・救急救命士の職場環境整備・災害現場等における感染症対策
	4 消防施設等の整備	4−1 消防庁舎の整備	線の更新展望	消防緊急通信指令システムの部分更新と消防救急デジタル無線の維持管理を継続するとともに、新潟県消防広域化等に関する推進計画に基づき、指令業務共同運用を含めた消防の連携・協力について、引き続き検討します。	・庁舎の耐用年数を考慮した改修計画の検討 ・消防緊急通信指令システムと消防救急デジタル無線の更新 ・社会情勢を見据えた消防の連携・協力体制の検討
		4-2 消防車両・資機材の整備		消防車両及び消防資機材は、消防が職責を果たすための極めて重要な要素です。消防職員の安全確保と対応力の強化のため、使用年数の経過や劣化状況等を見極め、計画的に整備します。	・車両等更新計画に基づく車両及び資機材の更新・車両等更新計画の見直し検討
		4-3 消防水利の整備	◆消防水利の整備計画の見直し	震災等により水道送配水施設の被災等、消火栓が広域的・長期的に 使用不能となることを想定し、計画的に耐震性防火水槽を整備します。	・消防水利整備計画に基づく消火栓、防火水槽の設置

基本方向	施策体系	個別施策	第二次計画の課題	個別施策の取組内容	整備の基本方針(案)
消防力の充実・強化	5 現場活動体制の強化	5-1 消防活動体制の強化	◆関係機関(国、県、構成市町村、警察、医療機関など)との連携強化	近年、自然災害をはじめとする災害が複雑多様化する中、指揮隊を中心とした組織的な部隊運用が要求されています。各種活動計画の見直しを図るとともに、災害対応力の強化を目指します。 緊急車両の通行や消防活動の支障となる地域を調査し、消防活動体制の強化に向けて、市の担当部局と協議します。	 ・消防活動計画の見直し ・消防活動計画に基づく訓練の実施 ・組織的な部隊運用の構築 ・消防分野における無人航空機ドローンの活用(DX) ・災害現場との情報共有システムの構築(DX) ・消防活動体制の強化のための市担当部局との協議
		5-2 救助活動体制の強化	◆テロ災害やNBC災害など、複雑多様化する災害への対応	テロ災害やNBC災害などの対応指針改正に伴い、各種活動計画の 見直しを図るとともに、職員の教育訓練及び関係機関との連携した訓練 を実施します。	・特殊災害等の各種活動計画の見直し・特殊災害等の各種活動計画に基づく訓練の実施・関係機関との合同訓練の実施
		5-3 救急活動体制の強化	の教育体制の強化 ◆救命率向上を目指した施策の展開 ◆バイスタンダーによる救命処置実施率の向上	救命率向上を目指して、地域メディカルコントロール協議会との連携を密にし、事後検証体制の強化や救急隊員の研修に取り組むとともに、指導救命士を中心とした救急隊員の教育体制を強化します。 救命率向上にはバイスタンダーの育成が不可欠であり、応急手当普及啓発に努めます。 高齢化や独居化の進展により、高齢者の救急需要の増加が予想され、医療機関との連携強化はもちろん、柏崎市地域ケア推進会議等との連携を深める必要があります。救急車の適正利用等の広報活動を継続するとともに、高齢者の救急事故を未然に防ぐことを目的に予防救急を推進します。	事後検証体制の強化・救急隊員の教育体制強化・応急手当普及啓発の強化・救急車の適正利用の推進
	6 地域防災力の充実強化	6-1 消防団員の確保	◆消防団員の確保 ◆消防団組織の班統合 ◆消防団員の処遇等について(手当、報酬等)	消防団員の減少が進む中、女性消防団員や学生消防団員等を含む 消防団への加入促進に併せ、地域の実情に応じながら、班の統合など 消防団組織の再編を図ります。 令和3(2021)年4月の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の 策定等について」を受け、消防団員の処遇改善について十分な検討を 行います。 消防団員の確保と地域防災力の維持・向上を目指し、消防団協力事 業所の拡充に努めます。	・地域防災力の維持のための班統合・消防団員の処遇改善の検討・消防団協力事業所の認定促進
		6-2 消防団員の教育・訓練	◆地域と密着した消防団員の教育訓練体制の構築 ◆消防署との連携訓練	想定を超える大規模災害の発生時にその力を発揮できるのは消防団です。住民の安全と安心を守るため、地域の実情に精通した消防団を中核とする地域防災力維持のための訓練体制を強化します。 県消防学校等の教育機関で、専門知識・技術の習得に努めるとともに、消防署と連携した訓練を継続します。	・自主防災会との実践的な防災訓練の実施 ・消防学校等の教育機関における知識・技術の習得 ・消防署との合同訓練の実施
		6-3 消防団施設・装備の整備	◆消防団車両・資機材の整備	積載車や小型動力ポンプの更新計画の検討と併せ、多機能型消防車両の配備を要望し、更なる防災力の強化を目指します。 防火衣の更新や救命胴衣を配備し、消防団員の安全確保に努めます。	・車両更新計画に基づく積載車の更新 ・国への消防団無償貸付車両の要望 ・団員の安全確保のための防火衣等の更新 ・水防活動等における安全確保のための救命胴衣の配備

基本方向	施策体系	個別施策	第二次計画の課題	個別施策の取組内容	整備の基本方針(案)
原子力・大規模災害への対応	7 原子力災害対応体制の充実	7-1 原子力災害対応体制の整備	◆原子力災害発生時における受援体制の強化◆原子力事業所自衛消防隊との連携強化◆原子力規制事務所との連携強化	原子力災害時、管内の消防力では対応困難となることから、近隣消防本部及び新潟県広域消防相互応援協定締結消防本部との更なる連携・強化を検討します。 事業所自衛消防隊に対する訓練指導、原子力施設における消防活動訓練を継続的に行い、災害対応力を強化します。 原子力規制事務所と連携した合同立入検査の実施や、消防訓練等の視察・指導を継続実施し、原子力発電所における火災防護体制の強化を図ります。	活動訓練の実施 ・原子力規制事務所と連携した火災防護体制の強化
		7-2 原子力防護資機材の整備	◆放射線防護資機材の整備	消防活動隊員の安全を確保するため、放射線防護資機材の整備について要望します。	・放射線防護資機材の耐用年数管理及び更新
	8 大規模災害対応体制の充実	8-1 広域応援・受援体制の強化		自然災害や地震等、大規模災害の発生に備え、応援・受援体制など、 あらゆる場面を想定し、緊急消防援助隊等、消防防災関係機関との連 携を強化します。	・緊急消防援助隊等、消防防災関係機関との連携強化
		8-2 関係機関との連携強化	◆消防防災関係機関等との連携強化	新潟県広域消防相互応援協定をはじめ、県消防防災航空隊、新潟県ドクターヘリ、柏崎総合医療センターDMAT及び柏崎地区生コンクリート協同組合等と各種災害に応じた連携訓練を継続します。 災害時の非常用燃料確保等、災害に応じた協定を締結し、災害対応力を強化します。	・新潟県広域消防相互応援協定に基づく県内消防本部との合同 訓練の実施・隣接消防本部との連携訓練・各種協定に基づく訓練の実施